

「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成 11 年法律第 117 号）第 15 条第 3 項の規定に基づき、指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託に係る事業契約の内容を公表します。

令和 4 年 1 月 25 日

指宿広域市町村圏組合 管理者 豊留悦男

記

1. 公共施設等の名称

指宿広域クリーンセンター

2. 公共施設等の立地

鹿児島県指宿市十二町 4692 番地 1

3. 選定事業者の商号又は名称

鹿児島県指宿市十二町 2202 番地 1

株式会社いぶすきエコクリーン

代表取締役 早川 俊一

4. 公共施設等の整備等の内容

指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務

5. 契約金額

金 3,333,000,000 円

（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 303,000,000 円）

6. 契約期間

令和 4 年 1 月 24 日から令和 14 年 3 月 31 日

7. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項及び契約終了時の措置に関する事項

業務委託契約書における次の条項のとおり

[指宿広域クリーンセンター長期包括的運転管理業務委託 業務委託契約書（抄）]

（契約不適合責任）

- 第9条 甲は、成果物に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない状態（以下「契約不適合」という。）があるときは、乙に対して、期限を指定して、その契約不適合の補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項に規定する場合において、甲は、同項に規定する履行の追完の請求に代え、損害賠償の請求をすることができる。
- 3 甲が契約不適合を知った時から1年以内にその旨を通知しないときは、甲は、その不適合を理由として、追完請求することができない。ただし、乙が引き渡した時にその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。
- 4 前3項に定めるもののほか、契約不適合責任に関する事項については、民法の定めに従うものとする。

（業務の履行責任）

- 第9条の2 乙は、本施設の基本性能（要求水準書等に定める意味を有する。以下同じ。）を維持して業務を履行する責任を負うものとし、理由の如何を問わず、本施設の基本性能が確保されていないことはこの契約に基づく業務の不完全履行を構成し、これを直ちに改善する義務を負う。
- 2 乙は、本事業の各業務の遂行過程で、次のいずれかの場合に該当し、本施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合その他本施設の基本性能が確保されていないと認められるときは、乙は、自己の費用及び責任で、施設の基本性能を発揮させ、適切に廃棄物の処理処分を行うために必要な設備等の部分取替、調整、補修、更新等の対応を行う。
- (1) 運転上支障がある事態が発生した場合
 - (2) 構造上・施工上の欠陥が発見された場合
 - (3) 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等が発生し、著しく機能が損なわれた場合
 - (4) 性能に著しい低下が認められた場合
 - (5) 主要装置の耐用が著しく短い場合
- 3 甲は、頭書の事業期間終了時における要求水準書等に定める本施設の明渡しから1年以内に、前項のいずれかの場合に該当し、本施設の性能、機能、耐用等疑義が生じた場合その他本施設の基本性能が確保されていないと認められるときは、これを改善して本施設に基本性能を確保せしめるべく、乙に対して相当の期間を定めて本施設の基本性能を発揮させ、適切に廃棄物の処理処分を行うために必要な設備等の部分取替、調整、補修、更新等の対応につき完全な履行を請求し、又は当該履行に代え若しくは当該履行とともに損害賠償の請求をすることができる。

4 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、書面により乙に通知して、この契約を解除することができる。

- (1) 業務完了期限内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (2) 第2条及び第3条の規定に違反したとき。
 - (3) 前2号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
 - (4) 仕様書等の1の別紙一記載のモニタリング実施要領等に従ってこの契約を解除できるとき。
- 2 前項の規定により甲がこの契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、委託料の100分の10に相応する額を違約金として、甲の指定する日時までに、支払うものとする。なお、当該違約金は、損害賠償の予定でなく、甲に違約金を上回る損害が生じた場合には、甲は乙に当該損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、必要があると認めるときは、委託業務の一部完了部分の引渡しを乙に請求することができる。この場合において、甲は、その一部完了額を乙に支払うものとし、その支払金額は、甲乙協議して定めるものとする。